

監理業務標準委託契約約款（新旧対照条文）（内容に関わる改正箇所のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 監理業務受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を監理業務委託者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、監理業務委託者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ）の保証</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第<u>6</u>項にお</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 監理業務受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を監理業務委託者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、監理業務委託者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ）の保証</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第<u>5</u>項にお</p>

いて「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の〇以上としなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば「1」と記入する。

4 監理業務受託者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第35条の2第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、監理業務受託者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の〇に達するまで、監理業務委託者は、保証の額の増額を請求することができ、監理業務受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば「1」と記入する。

[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第43条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

いて「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の〇以上としなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば「1」と記入する。

3 監理業務受託者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第35条の2第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、監理業務受託者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の〇に達するまで、監理業務委託者は、保証の額の増額を請求することができ、監理業務受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば「1」と記入する。

[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第43条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。